

# 認知症の人の活躍推進事業テレビコマーシャル等制作業務実施要領

## 1 目的

わが国の認知症の人の人数は65歳以上の高齢者の7人に1人と推計され、2025年（令和7年）には5人に1人に上昇すると見込まれている。認知症は身近な病気である一方、誤った認識から認知症に対する否定的で画一的なイメージ（「認知症になったら何もできない」「周りの人に迷惑をかける」など）を持つ方も少なくない。県民全体を対象としたテレビコマーシャルを通して、そのようなイメージを払拭し、県民の誰もが認知症になっても希望を持って暮らすことができるという前向きなイメージを与えることを目的とする。

## 2 実施主体

青森県

## 3 業務名

認知症の人の活躍推進事業テレビコマーシャル等制作業務

## 4 委託業務内容

### (1) テレビコマーシャル（スポットCM）制作

- ・スポットCMを30秒版で1本制作する。
- ・認知症の人本人の音声を使用する。（音声収録に携わる認知症の人本人は県が選定する。）

### (2) テレビコマーシャル放映

- ・県内民放3社：RAB、ATV、ABA
- ・A、特Bタイムの組み合わせで、1社月10回、1か月間放映

### (3) 権利関係

- ① 使用する映像及び音声等に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整については、受注者が行うこと。
- ② 納品された映像及び音声等の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、青森県に帰属する。
- ③ 製作者（映像、音響等の制作者から委託を受けた者を含む。）は、納品された映像及び音声等の著作権法に係る著作者人格権を青森県及び第三者に対して行使しないものとする。
- ④ 納品された映像及び音声等は、青森県が作成するホームページや各種広報媒体、その他プロモーション等に受注者の承諾なく自由に使用し、複製できるものとする。

## 5 委託業務の上限額

2,705,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

## 6 委託業務の期間

契約締結の日から令和5年10月31日まで

## **7 成果品**

CM用動画に係るマスターデータ（DVDで提出）

## **8 業務委託業者選定**

別添「認知症の人の活躍推進事業テレビコマーシャル等制作業務企画コンペ実施要領」による。